

## 「休日指定予定日公表の廃止について」の業務委員会の翌日 会社が「交検、台検の稼働日公表」を表明 これって、一体何のため？

本部が申し入れた『申第16号』（休日指定予定日公表の廃止について）の業務委員会が2月7日開催され、本部は「次月の休日予定が分かった上で、社員が休日指定予定日以外の労働日に年休を申し込むというのが、労基法に則った扱い」「休日指定予定日公表が廃止がされ、社員が休日指定公表前に年休申請した日を、会社が休日に指定したら労働基準法第39条法違反である」「休日指定予定日公表の廃止は撤回せよ」と強く迫りました。しかし、会社はあくまで「休日指定予定日公表の廃止を、運輸区所を除く職場で4月1日以降の勤務から実施する」ことを表明しました。

ところが会社は、新幹線の交番、台車検査車両所の翌日（8日）朝の点呼で「4月以降の稼働（非稼働）日については、前月の準備でき次第公表する」ことを明らかにしました（ちなみに、前月2日に公表することを考えている模様）。

**これって、一体何のためでしょう？** 会社は、交、台検は非稼働日に一斉休日を設定することから、前月に**非稼働日を公表し＝休日指定予定日と思わせ、社員がその日（非稼働日）に年休申請することを防ぐことを意図**しているのです。

会社は「年休請求日を休日指定しても問題ない」と主張しましたが、労基法違反でない自信があれば、業務委員会の翌日に「交、台検稼働日の公表」をすることなどあり得ません。

JR東海労は、職場の理不尽、疑問を解決するために奮闘していきます。